

令和 3 年度（2021 年度）  
相談支援のための  
精神保健福祉情報ガイド☆かまくら

鎌倉市障害者支援協議会

精神保健福祉部会

2022 年 3 月発行



《 目次 》

|   |  |       |
|---|--|-------|
| 1 | <u>鎌倉市精神保健福祉相談フロー図</u> . . . . .             | 1,2   |
| 2 | <u>相談機関等</u>                                 |       |
|   | (1) 鎌倉市関係課 . . . . .                         | 3     |
|   | (2) 県保健福祉事務所 . . . . .                       | 4,5   |
|   | (3) 鎌倉市基幹相談支援センター . . . . .                  | 6     |
|   | (4) 相談支援事業所 . . . . .                        | 7     |
|   | (5) 生活困窮者自立相談支援事業所 . . . . .                 | 8     |
|   | (6) 地域包括支援センター . . . . .                     | 9     |
|   | (7) 社会福祉協議会 . . . . .                        | 10    |
|   | (8) 県精神保健福祉センターの電話相談 . . . . .               | 11    |
| 3 | <u>精神科医療機関</u>                               |       |
|   | 精神科診療所（鎌倉市内） . . . . .                       | 12    |
|   | 精神科病院（鎌倉市内・近隣市内） . . . . .                   | 13    |
|   | 各精神科医療機関情報シート（鎌倉市内） . . . . .                | 14~27 |
| 4 | <u>精神科救急医療情報窓口</u> . . . . .                 | 28    |
|   | （神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市協調体制）                      |       |
| 5 | <u>セルフヘルプ・グループ</u> （精神障害者家族会・患者会等） . . . . . | 29,30 |
| 6 | <u>お役立ちリンク</u> . . . . .                     | 31,32 |

# 1 鎌倉市 精神保健福祉相談フロー図

---

# 1 鎌倉市 精神保健福祉相談フロー図

(説明)

- 次ページに掲載のフロー図は、**精神保健福祉相談を受けた支援者**が活用することを想定していません。
- 相談内容をもとに、“何を”、“どの手順で確認”し、“どの機関を紹介・もしくは連携すればよいのか”を判断する手がかりとなるものです。
- 相談内容は、緊急対応を含めた医療にかかわることから、普段の暮らしのことまで多岐に及びます。効果的な支援には、

- ①ご本人（もしくはご家族）の意向をしっかりと確認し尊重すること
- ②緊急か否かを判断すること
- ③困ったときは一人の支援者や一機関で抱え込まず複数機関で連携・協力すること

などが必要です。このフロー図にうまくあてはまらない、どうしてよいか分からない、困難事例などの場合は、

『鎌倉市基幹相談支援センター』（0467-39-6122/月～金・8:30～17:15）を活用することができます。

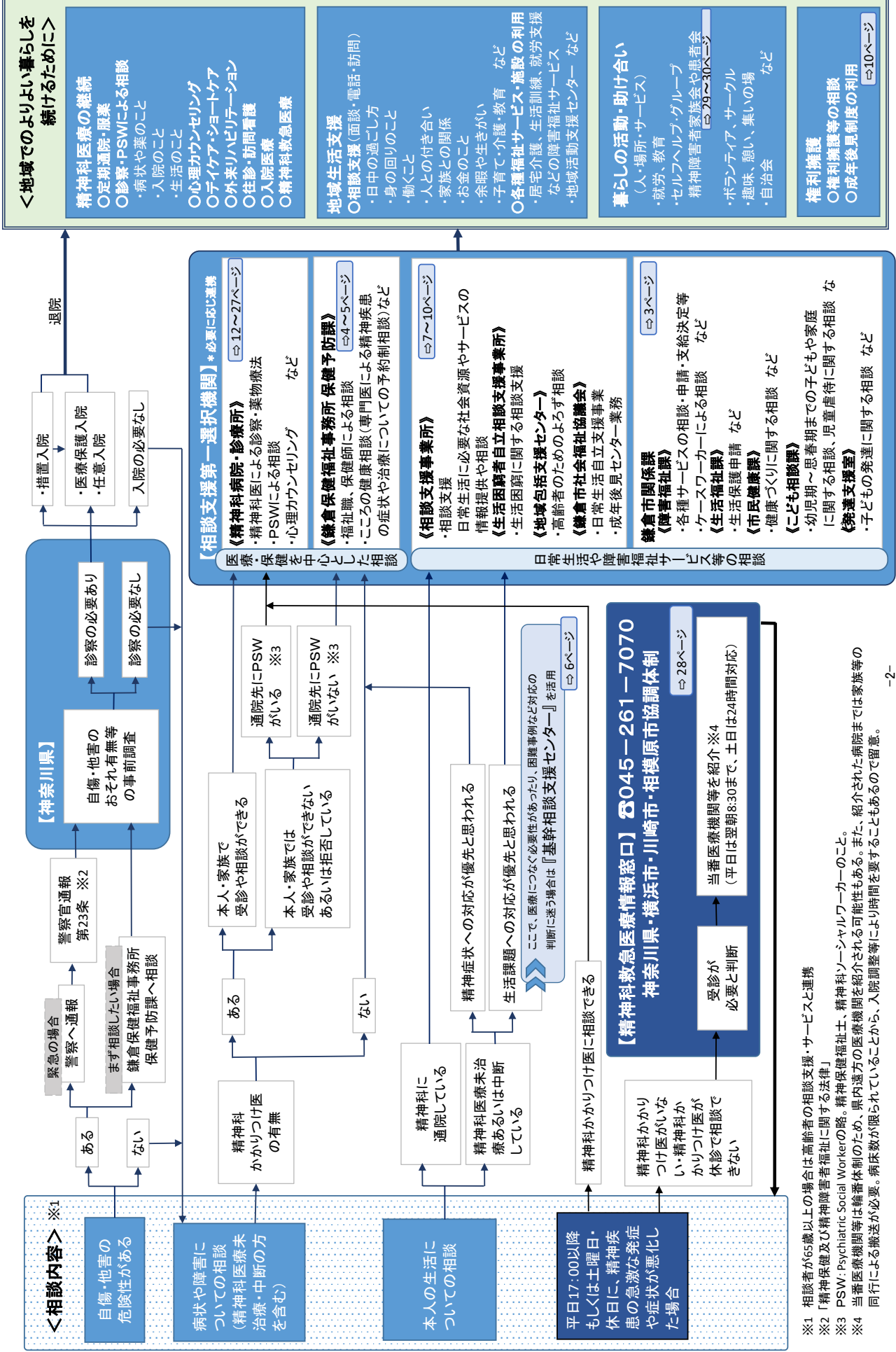
補足説明

- ⇒ [〇ページ](#) …その機関のより詳細な情報が掲載されています。
- ・【相談支援第一選択機関】…初回の相談先機関を提案しています。

相談内容によっては、さらに他機関への相談を勧めたり、複数機関での連携のもと支援体制を構築する場合があります。

- ・このフロー図は、あくまでも基本的な考え方を示したものです。相談事例によってはフロー図の流れに沿わない対応が必要になることもあるでしょう。対象者のよりよい生活のために何が必要かを念頭に、連携している関係機関や基幹相談支援センター等と協議しながら相談を進めていきましょう。

# 鎌倉市 精神保健福祉相談フロー図



※1 相談者が65歳以上の場合は高齢者の相談支援・サービスと連携  
 ※2 『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』  
 ※3 PSW: Psychiatric Social Workerの略。精神保健福祉士、精神保健福祉士、精神ソーシャルワーカーのこと。  
 ※4 当番医療機関等は輪番体制のため、県内遠方の医療機関を紹介される可能性もある。また、紹介された病院までは家族等の同行による搬送が必要。病床数が限られていることから、入院調整等により時間を要することもあるので留意。